

# JIS

UDC 667.638 : 621.794

K 3151

## 塗装下地用りん酸塩化成処理剤

JIS K 3151-1996

(2002 確認)

(2006 確認)

平成 8 年 8 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 43.8.1 改正：平成 8.8.1

官 報 公 示：平成 8.8.1

原案作成協力者：社団法人 日本防錆技術協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 塗装下地用りん酸塩化成処理剤

K 3151-1996

Recommendations for phosphate conversion coatings to ensure good adhesion of paints, varnishes and related coatings

1. 適用範囲 この規格は、鉄鋼表面の塗装下地用りん酸塩化成処理剤について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0119 蛍光X線分析方法通則

JIS K 1402 三酸化クロム

JIS K 2201 工業ガソリン

JIS K 5500 塗料用語

JIS Z 0103 防せい防食用語

JIS Z 0701 包装用シリカゲル乾燥剤

JIS Z 8401 数値の丸め方

2. この規格で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

2. 用語の定義 この規格に用いる主な用語の定義は、JIS K 5500及びJIS Z 0103によるほかは次のとおりとする。

- (1) 表面調整剤 化成処理剤を用いて化成処理を行うとき、より均一で微細な結晶性皮膜を形成させるために用いられる薬剤。主にチタンのりん酸塩が用いられる。
- (2) 促進剤 りん酸塩化成処理液に用いられ、皮膜形成反応を促進して短時間で反応を完結させるために用いられる薬剤。主に亜硝酸塩、硝酸塩、塩素酸塩とこれらの組合せが用いられる。
- (3) 除膜液 鉄鋼表面に形成されたりん酸塩皮膜の質量を測定するために、素地金属の溶解を抑制し、皮膜が完全に溶解するように調整された液。三酸化クロムの水溶液が用いられる。

3. 種類 種類は、その主成分、処理方法、膜厚によって分類し、表1のとおりとする。